

人吉市農業委員会定例総会

(第4回)

平成28年4月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

平成28年4月25日
市役所別館202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 14 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 15 号 農地法第5条の許可申請に対する意見決定について
日程第 3 議第 16 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 17 号 農地移動適正化あっせんについて
日程第 5 議第 18 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について

その他協議報告事項

○ 出席委員（19名）

会 長	20番	小 園 隆 光
職務代理者	19番	北 村 和 人
委 員	1番	永 田 正 輝
同	2番	平 川 裕 征
同	3番	林 主 一
同	4番	上 村 邦 明
同	5番	今 井 二 郎
同	6番	猪 古 昭 洋
同	7番	中 村 隆 司
同	8番	才 尾 弘 太 郎
同	9番	宮 崎 右 男
同	10番	迫 田 幸 乃
同	11番	堤 千 鶴 子
同	12番	島 津 良 邦
同	13番	大 石 正 廣

同	14番	永石栄二
同	15番	内布征生
同	16番	上野博司
同	17番	福屋智香子

議事録署名委員	9番	宮崎右男
	10番	迫田幸乃

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	荒毛正浩
次	長	和泉光代
主	席	坂井正子
主	任	堂坂高弘

開会9時00分

- （議長）皆さんおはようございます。議事に入ります前に事務局長から発言の申し出が
あっております。事務局長お願いします。
- （事務局長）皆様に事前に説明したいことがございますので、よろしく申し上げます。
本日の議事日程からですが、4月から人吉市が権限移譲を受け、転用関係につきましては、
今までは県のほうで許可をしておりましたが、今月から人吉市で、農業委員会
会長名での許可をできるようになりました。ただし、30a以上につきましては、ネ
ットワーク機構と言いまして、いわゆる熊本県農業会議のほうに意見を聞くことにな
っております。そのようなことで、30aを超えた案件と30a以下の案件について
は別々の説明となりますので、今回、5条の許可申請に対する意見決定と5条の許可
申請に対する許可の決定ということで、二つに分けさせていただいております。皆様
のご了解の程よろしくお願い致します。以上でございます。
- （議長）本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。
ただ今から、平成28年第4回人吉市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員に9番委員、10番委員を指名いたします。
それでは議事にはいります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願い致し
ます。
- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第14号を議題といたします。事務局次長お願い致します。
- （事務局次長）日程第1・議第14号 朗読
- （議長）1番につきましては、3番委員が譲受人の関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができません。よって、一時退席されますようお願い致します。
（ 3番委員 退席 ）
- （議長）1番について9番委員の調査報告をお願い致します。
- （9番委員）おはようございます。農地法3条の許可申請に対する1番について調査報告を行います。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、面積が1,104㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は年齢も若く、当初は人吉市内で会社員として働いておられました。今は熊本のほうで働いておられますので、なかなか手入りに支障をきたすということで、農業経営の縮小をしたいということでございました。譲受人のほうは、この地域でも中心的営体でありまして、農業経営の拡大をしたいということでございます。稼働要員は17人でやっておられるということでございました。農地法の第3条の調査書をご覧いただきたいと思っております。1番、4番、5番、7番に該当しないというような調査をいたしましたので、皆様のご審議の方よろしくお願い致します。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はございませんか。
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
（ 3番委員入室後 着席 ）
- （議長）2番については、このあとの議第15号の2番と関連がありますので、その際に合わせてご審議いただきたいと思っております。3番について1番委員の調査報告をお願い致します。
- （1番委員）おはようございます。議第14号、農地法第3条に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。農振地内で地目は田です。面積は9筆で合計の9,744㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、場所は別紙位置図のとおりです。申請理由といたしましては、農業経営の拡大ということで、ベビーリーフの栽培をされておられます。調査表をご覧ください。1番、4番、5番、7番に該当しないと判断いたしました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしくお願い致します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はございませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

日程第2・議第15号を議題といたします。事務局次長お願い致します。

○（事務局次長）日程第2・議第15号 朗読

○（議長）1番について14番委員の調査報告をお願い致します。

○（14番委員）おはようございます。それでは農地法第5条の許可申請に対する意見決定についてご報告を申し上げます。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑。農振区分は農用地内でございます。面積は6筆合計の6,074㎡でございます。貸付人は記載のとおりでございます。借受人も記載のとおりでございます。転用目的が砂利採取。砂利採取の量といたしまして、14,274㎡でございます。転用理由は先ほど言いましたように砂利採取、一時転用でございます。次に実質調査表をご覧くださいと思います。農地の区分といたしまして、農用地区域内農地。該当事項とした判断理由といたしまして、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域。転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合としまして、その他の6,074㎡、割合の100%でございます。農地の区分と転用目的、一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いと認められるため許可相当でございます。一般基準の1番、3番、4番、6番、8番、9番、10番は適当と判断されます。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしくお願い致します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はございませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番については先ほどの3条の案件と併せて、ご審議をお願い致します。調査報告の前に事務局から説明をいたします。

- （事務局 堂坂主任）おはようございます。まず、私の方から営農型太陽光発電施設と地上権についてご説明いたします。営農型太陽光発電施設とは地上で営農をしながら、その頭上にパネルを設置するというものです。人吉では初めて扱う案件になるかと思いますが、熊本県では数件、球磨郡でも既に1件認められている案件でございます。これは農用地区域内農地、いわゆる農振地と第一種農地のふたつについては、通常、太陽光発電施設の転用許可がなかなか認められないのですが、このふたつにだけ設けられた特例措置です。内容としては、通常の転用とは違い永久設置ではなく、3年間の一時転用で、3年後には再度転用申請の必要があります。一時転用ですから地目は変更できませんので、農地のままで変わりません。また、申請する面積としては支柱の設置面積のみになります。再度、3年後申請をする際には営農実施の有無、設置前の収量の8割を下回らないことなどを審査いたしまして、それを認められない場合はパネルの撤去を命じるということになります。また、年に1回報告することが義務づけられております。ですから、その関係もございまして、最初の申請の事業経費の中には撤去費用まできちんと計上するように義務づけられております。先に議案書といっしょにお送りいたしました書類に、営農型太陽光発電施設の資料を白黒両面1枚で付けております。そちらをご覧くださいと思います。これは民間の紹介の文書になりますが、内容をよく簡単に説明してあったものですから、今回、採用させていただきました。まず、写真がついているページをご覧くださいと思います。これが実際の営農型のソーラーのパネルです。タイプはいろいろございますが、このような簡単な支柱があってその上にパネルが設置されている例もございます。そして、資料の真ん中くらいを見ていただきますと、「一時転用の許可を必要とします。一時転用となることで、恒久的な転用ができない農地も対象となる。」と記載してあります。裏面をご覧くださいと思いますが、農業への影響ということで、1番、2番、3番と書いてありますが、このような条件等を課して、これを守っていただくような条件がございます。最後のところに、大きな文字で書いてありますが、太陽光発電設備の下部で生産された作物の状況は、毎年報告することが一時転用許可の条件にもなっているということで、このような条件を付けたうえで特例として、認められる転用でございます。続きまして、地上権、今からご説明がある3条の資料等はございませんが、工作物などを所有するためなどの目的で他人の土地を使用する権利が民法の規定で設けられています。営農型太陽光パネルを設置する場合は、土地所有者とパネル設置者が違う方の場合、いわゆる5条申請の場合は、農水省の指導によりまして、3条の地上権設定許可が必要とされておりますので、今回の申請をしていただきました。賃借権との違い等につきましては、正直曖昧なところはございますが、農水省の指導のとおり事務処理をさせていただいたということになります。以上私からの説明を終わります。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

12番委員。

- (12番委員) 3条の議案書を見ると、年間貸借料60万円と書いてありますが、農業をされる方は地上権の設定になるので、個人になるのでしょうか。
- (事務局長) 19番委員の報告のあとにお答えしたいと思います。
- (議長) よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声

- (議長) 質疑もないようですので、議第14号の3条の2番と議第15号の5条の2番について19番委員の調査報告をお願い致します。
- (19番委員) おはようございます。先ほど事務局のほうから説明がございましたけれども、今回については3条と5条の絡みがありますので、まず、5条のほうから調査報告をしたいと思います。農地の所在、地目、面積はご覧のとおりでございます。面積の3,773㎡のうち59.4㎡が転用の面積でございます。権利は賃貸借でございまして、貸付人と借受人はご覧のとおりでございます。転用目的は営農型太陽光発電施設。パネル等がご覧のとおり設置されるわけでございます。転用理由は、太陽光パネルの設置の一時転用でございます。農地は第一種農地、工期は6月に着工をして、7月に完了予定でございます。この件については、2月の定例総会で皆さん方に今回の貸付人の新規就農ということで3条許可はいただいております。その後、3月に5条申請がなされましたけれども、これは取り下げということで、いろいろと皆さん方からの質問がございましたけれども、再度申請をすることをご説明したところで終わったと思います。取り下げの理由としましては、文化財の埋蔵地になっていたということで、文化財の試掘をしなければならぬと市からの要請がございまして、今回になったということでございます。調査の結果は、5条につきましては、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある第一種農地であり、転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合は、第一種農地の59.4㎡、割合は100%でございます。農地の区分と転用目的は、一時的な利用に供するために行うものであって、当該申請目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可相当と判断いたしました。一般基準といたしましては、1番、3番、4番、6番、8番、9番、10番に相当と判断いたしました。また、申請者から事業計画書が出ております。少し前後いたしますけれども、読み上げたいと思います。土地の選定理由といたしましては、借受人は太陽光発電システム並び省エネルギー機器の設計、販売、設置、施行、管理を行っておる会社であって、今回、太陽光発電設備を保持したく土地を探しており、今回の申請地が適当であったということで選定をしたということでございます。事業の目的及び必要性でございますが、近い将来のTPP対策の一環として、畑の上で太陽光発電を行い、直下で農業を行う「二毛作」で農家の収入拡大を視野に入れた事業実証を目的としておるということで、地域の良きモデル事業となり得ると考えておられるということでございます。計画概要としましては、太陽光パネルの設置でござ

ざいまして、敷地面積が3,773㎡でございまして、ここにパネルを設置するわけ
でございますが、その下にはハランという植物を栽培するということでございます。
ハランは直射日光を嫌うわけでありますが、だいたいパネルの下の遮光率が53.1%
になるということで、ハランはだいたい40%から60%の遮光率のところ最適地
ということでございます。また、給排水計画についてはございませませんが、水道は使用
できるということでございます。被害防除計画につきましては、造成不要地につき、
現状のまま使用するというところでございます。被害防除については考えていないとい
うことでございます。万が一、隣接農地に被害等が生じた場合については、全て当社
で解決するという計画書が出てございます。総合判断といたしまして、立地基準およ
び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆さんのご審議の方よろしく
お願いします。

次に3条の2番でございすけれども、皆さん方に許可をいただいているところの3
条申請でございまして、これも農地の所在、地目、面積はご覧のとおりでございまし
て、貸付人、借受人はご覧のとおりでございす。申請理由は、先ほど事務局から説
明がありましたけれども、地上権の設定でございす。調査表はございませぬけれど
も、先ほどの事務局の説明のとおりでございすので、皆さんのご審議の方よろしく
お願いします。以上でございす。

- （議長）ありがとうございます。ただ今の議第14号の2番の報告について質疑はご
ざいませぬか。12番委員。
- （12番委員）先ほども言いましたとおり、地上権は分かりますが、農地は誰が耕作さ
れるのでしょうか。60万円という金額が書いてあったものですから。
- （19番委員）耕作される方は貸付人でございす。
- （12番委員）個人ですか。
- （19番委員）個人です。この方が2月の定例会で新規就農をするということで許可を
いただいております。
- （12番委員）地上だけ貸して、逆に15万円くらいになりますよね。かなり割りにい
いと思いました。
- （19番委員）この60万円の根拠は分かりませんが、そのような契約になっているよ
うです。
- （議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませぬか。
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって議第14号の2番は原案可決いたしました。

次に議第15号の2番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって議第15号の2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第16号を議題といたします。事務局次長お願い致します。

- （事務局次長）日程第3・議第16号 朗読

- （議長）1番について2番委員の調査報告をお願い致します。

- （2番委員）おはようございます。それでは議第16号、農地法第5条許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は63㎡。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用理由は宅地への進入路です。農地の区分はその他の農地、第二種農地で、都市計画区域内、用途指定区域外、着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は、別紙の位置図のとおりです。調査書をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分はその他の農地、第二種農地です。一般基準は、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はございませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

日程第4・議第17号を議題といたします。事務局次長お願い致します。

- （事務局次長）日程第4・議第17号 朗読

- （議長）1番、2番について13番委員の調査報告をお願い致します。

- （13番委員）おはようございます。議第17号農地移動適正化あっせんについて報告いたします。まず1番、農地の所在等は記載のとおりです。売渡人の農業経営の縮小

ということです。2番につきましても、同じ農業経営の縮小ということになります。調査の結果、あっせんを行う前の取引や不動産屋の介入などの事実はありません。よって、あっせんの基準に適合すると判断しました。ご審議の方よろしくお願ひします。

○（議長）ありがとうございました。1番について質疑はございませぬか。

12番委員。

○（12番委員）この面積は合っていますか。位置図と合わないと思ひますが。

○（13番委員）合っています。

○（議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませぬか。

「なし」の声

○（議長）この土地は昔、売渡申出人の曾祖父になる方が、田代から段塔、錦まで水が通っていますが、これを大正村まで開墾されました。今は三反くらいですが、昔は広いところで一反六畝ほどでした。

質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願ひ致します。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

あっせん委員に13番委員、20番委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に2番について調査報告をお願ひします。

○（13番委員）申請地は先ほどの1番申請地の中心に位置してあります。ここの区画は、図面を見ていただきますと、よく分かるかと思ひますが、六畝の農地です。だいたい六畝ほどです。農地の所在は記載のとおりです。ご審議の方よろしくお願ひします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の2番の報告について質疑はありませぬか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。2番について報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願ひ致します。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

あっせん委員に13番委員、20番委員を指名します。よろしくお願ひします。

日程第5・議第18号を議題といたします。事務局次長お願ひ致します。

○（事務局次長）日程第5・議第18号 朗読

○（議長）利用権設定の所有権移転関係の1番の所有権の移転を受ける者が4番委員、貸借設定の12番の利用権の設定を受ける者については2番委員の親族となっております

す。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。尚、採決に加わることはできません。お諮りいたします。出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なし認めます。よって、許可いたします。
それでは事務局の説明をお願いします。
- (事務局 坂井主席) ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。平成28年4月14日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が23,939㎡、「畑」が1,537㎡、合計の25,476㎡あがってきております。一番下の所有権移転は「田」が3,424㎡、「畑」が0㎡、合計の3,424㎡あがってきております。右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表(所有権移転関係)になります。今回、公社買い入れが1件、公社売り渡しが1件、合計の2件あがってきております。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が10件、再設定が4件、合計14件あがってきております。いずれの案件も本日本配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査・確認をしていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はございませんか。
「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時50分まで各自で審査をお願い致します。

(各自審査)

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はございませんか。
「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。採決は所有権移転関係と貸借設定を分けて行います。
所有権移転関係の1番について原案説明のとおり決することにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
2番ついて原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
次に12番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
12番の貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。来月の定例総会は、25日(水曜日)午前9時から開催予定です。

(9時52分 終了)